

奈良県農業研究開発センター研究評価委員会実施要領

1. 目的

この要領は、奈良県農業研究開発センター研究評価委員会規則に基づき、研究評価の実施に必要な事項を定める。

2. 研究評価方法

研究評価の評価項目、評価基準及び評価シートは別添資料のとおりとし、評価対象課題及び方法は次のとおりとする。

- (1) 評価委員会は、中期運営方針に基づく課題について別紙に示す5段階の評価を行う。
- (2) 評価委員会の各委員の評点を合算の上、平均値を求める。

3. 評価結果の活用・公表

奈良県農業研究開発センター所長は、評価の結果を研究活動等に適切に反映させ、9未満の場合、委員の提言に従って修正又は見直しを行い、研究企画委員会へ報告する。
なお、評価の結果等については公表するものとする。

4. その他

平成27年3月1日 制定